

「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」(よくある質問)

隣接住民への戸別訪問による説明等(条例施行規則 第7条)

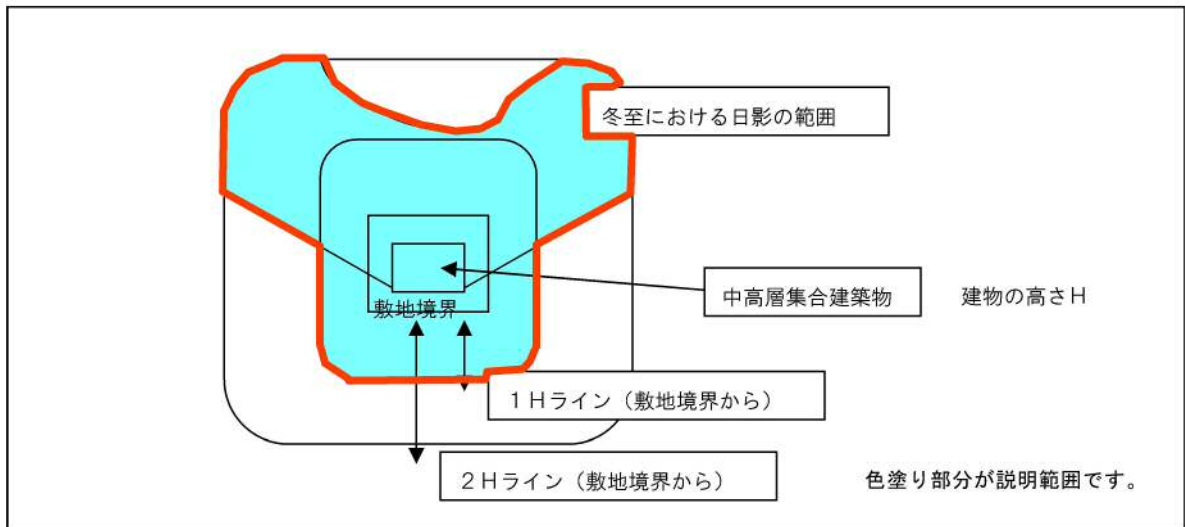
Q: 戸別訪問の回数と範囲について教えてください。

A: 隣接住民が不在の場合は、最低3回(日)以上の戸別訪問を行って下さい。

3回訪問しても不在の場合は、説明資料をポスト投函して下さい。

戸別訪問の範囲: 隣接住民

- ・ 計画建物の敷地境界線から計画建物の高さと同じ水平距離の範囲内に居住する者(1H)
- ・ 計画建物の敷地境界線から計画建物の高さの2倍の水平距離の範囲内(2H)であって冬至日の午前8時から午後4時まで日影(地盤面±0m)が及ぶ範囲内に居住する者



Q: 隣接住民へは何を説明すればよいですか?

A: 規則第7条に記載の(1)～(8)までの事項を資料にまとめ、ご説明下さい。

(説明及び周知事項)

第7条 条例第7条第1項、第2項及び第4項で規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 敷地の形態及び規模、建築物の配置並びに付近の建築物の位置の概要
- (2) 建築物の規模、構造及び用途
- (3) 工期、工法、作業方法、工事車両の通行経路等
- (4) 工事による危害の防止策
- (5) 建築に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす日影、テレビ電波受信障害、入居後の管理体制その他の影響及びその対策
- (6) 計画建築物についての問い合わせ先及び工事中の連絡先

(7) 条例第7条第1項の規定により説明又は周知するとき、若しくは同条第2項の規定により周知するときは、条例第7条第3項の規定により建築主に対して説明会の開催を求めることができる旨の記載

(8) 条例第7条第1項ただし書の規定により周知するときは、その旨、訪問回数及びその日時